

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度□

社会福祉法人等利用者負担軽減制度とは…

社会福祉法人（一部の財団法人、市町村も含む）が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

この度、介護保険制度改正にあわせて幅広い方に軽減を実施できるよう、対象となる方の条件や軽減の割合が見直されることになりました。



【軽減の対象となる方】

☆軽減の対象となる方は、次の1、2のいずれかに該当する方です。

1 老齢福祉年金受給者で、かつ世帯全員が市町村民税非課税である方

2 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑤の全てに該当する方

- ① 年間の収入が1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 別世帯の市町村民税課税者から扶養されていないこと
- ③ 世帯がその居住用の土地及び家屋や、その他日常生活に必要な資産以外に利用できる資産を所有していないこと
- ④ 預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

※ 生活保護を受給している方は対象になりません

※ 軽減に該当するかは役場にお問い合わせください。